

令和4年6月

伊那市議会定例会 議員提出議案書

令和4年6月24日

令和4年6月伊那市議会定例会議員提出議案 目次

議員提出議案第5号	インボイス制度（適格請求書等保存方式）の農業・ 農村における影響を緩和する措置を求める意見書の 提出について……………	4
議員提出議案第6号	水田活用の直接支払交付金の見直しの中止等を求め る意見書の提出について……………	7
議員提出議案第7号	さらなる少人数学級推進と教育予算の増額及び義務 教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の 提出について……………	9

議員提出議案第5号

インボイス制度（適格請求書等保存方式）の農業・農村における影響を緩和する措置を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、内閣官房長官及び関係機関に対し、インボイス制度（適格請求書等保存方式）の農業・農村における影響を緩和する措置を求める意見書を、別紙のとおり提出する。

令和4年6月24日提出

伊那市議会議員 宮原英幸

〃 湯澤武

〃 池上謙

〃 小池隆

〃 高橋姿

〃 野口輝雄

〃 柳川広美

（提案理由）

口頭にて説明

インボイス制度（適格請求書等保存方式）の農業・農村における影響を緩和する措置を求める意見書

新型コロナウイルス感染症は収束せず、「農畜産物の消費量の減少」「販売価格の低迷」「燃油・肥料・飼料の高騰」などにより、地域農業、農業者は深刻な打撃を受けています。多くの農業者が経営を継続するため必死の努力を続けていますが、このままの状況が続けば離農者の増加、地域農業の破綻、ひいては地域経済の疲弊を招くことが懸念されます。

令和5年10月から導入予定の消費税適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」という。）のもとでは、適格請求書発行事業者ではない免税事業者からの仕入れでは税額控除ができないことから、課税事業者にとっては消費税負担が増加することとなり、免税事業者である中小規模の農業者は、取引の停止や新規の取引先を獲得しにくくなるという影響や、値引きを強要されることが想定されます。

上伊那地域では、中山間地の農業を支える役割として、農事組合法人形態の集落営農組織が地域の農業の核となっていますが、その構成員のほとんどが免税事業者であるため、作業委託料、圃場管理料等について仕入税額控除ができず、消費税の納税負担が増えることにより集落営農組織の経営収支が悪化し、その影響は構成員にまで波及し、地域全体の農業担い手の減少と、遊休荒廃地の増加を招く結果となりかねません。

日本の農業者の9割は免税事業者であると言われており、インボイス制度の導入はほとんどの農業者に大きな経済的負担を与えることは間違いなく、担い手不足や高齢化が進む中でこれ以上の負担増は最終的には日本の食にまで影響を与え、食料安全保障上の深刻な問題に発展する可能性を秘めています。

以上の趣旨から、下記事項が実現されますよう強く要請いたします。

記

- 1 直売出荷者などの免税事業者が、一定の要件を満たせばインボイスを発行できるような特例を設けること。
- 2 人・農地プランの中で中心的な担い手に位置付けられた集落営農法人等につ

いて、「従事分量配当などの支払先である構成員が免税事業者であっても仕入れ税額控除が受けられる優遇措置」を講じること。

- 3 農協等特例の要件で「対象者は組合員」「条件は無条件委託方式かつ共同計算方式」と定められているが、農協においては組合員以外の利用や様々な販売方式があり、要件に該当する取引とそうでない取引を区分することで事務が煩雑化し、経費が増加する結果、農業者の生産コストの増加につながる事が予想されることから、「対象者を農業者」「条件を委託方式」として要件を緩和すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和4年6月24日

伊 那 市 議 会

議員提出議案第6号

水田活用の直接支払交付金の見直しの中止等を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、内閣官房長官及び関係機関に対し、水田活用の直接支払交付金の見直しの中止等を求める意見書を、別紙のとおり提出する。

令和4年6月24日提出

伊那市議会議員 宮原英幸

〃 湯澤武

〃 池上謙

〃 小池隆

〃 高橋姿

〃 野口輝雄

〃 柳川広美

(提案理由)

口頭にて説明

水田活用の直接支払交付金の見直しの中止等を求める意見書

農業・農村を取り巻く環境は、人口減少や食生活の多様化、米の消費量の減少など、大変厳しいものとなっています。こうした状況の中で、水田活用の直接支払交付金について、令和4年産から8年産の5年間で一度も水張りが行われない農地は、交付対象から外す方針が示されました。

上伊那地域においては長年にわたり主食用米の生産調整に協力し、畑作物が生産しやすい圃場対策を進め、転作作物への転換に取り組んでまいりました。しかし、今回の見直しにより、麦、大豆などの作物の生産面積の激減や、集落営農組織の崩壊、離農者や遊休荒廃地の増加など、連鎖的な地域農業の衰退が懸念されます。

麦や大豆などの戦略作物を生産拡大するためには、生産コストに見合う公的補助金が必要です。直接支払交付金の見直しを進めるならば、地域の実情を踏まえて、農業者が安定的に農業を営むことができるように、交付対象要件を畦、水路などの機能確認に留めることや、麦・そば・大豆等、国内で需要のある農産物に対する積極的な支援を目的とした新たな公的助成を設けることが必要です。また、農地の所有と利用の分離が進む現状において、優良農地の長期利用を可能とするため、農業用水路等の機能維持と管理については十分な予算を確保するとともに、国主導による維持管理を行う仕組みを構築することが望まれます。

以上のことから、下記事項が実現されますよう強く要請いたします。

記

水田活用の直接支払交付金の見直しは行わないこと。また、すべての農家経営の安定を図るための支援策を充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和4年6月24日

伊 那 市 議 会

議員提出議案第7号

さらなる少人数学級推進と教育予算の増額及び義務教育費国
庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣官房長官及び関係機関に対し、さらなる少人数学級推進と教育予算の増額及び義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書を、別紙のとおり提出する。

令和4年6月24日提出

伊那市議会議員 田 畑 正 敏

〃 小 林 眞由美

〃 高 橋 明 星

〃 吉 田 浩 之

〃 唐 澤 千 明

〃 飯 島 光 豊

(提案理由)

口頭にて説明

さらなる少人数学級推進と教育予算の増額及び義務教育費国庫負担 制度の堅持・拡充を求める意見書

義務教育標準法の改正により、令和3年度から5年間をかけ、小学校では35人学級が実現することになりましたが、中学校は40人学級のままです。

現在、学校現場では、学びの保障や心のケア、新型コロナウイルス感染症対策など、不断の努力が続けられています。また、新学習指導要領への対応や、いじめ・不登校など生活指導上の課題が山積しており、豊かな学びや学校の「働き方改革」を実現するため、「新しい生活様式」における身体的距離の十分な確保のためにも、さらなる少人数学級推進と教職員定数の改善が不可欠です。

また、義務教育費国庫負担制度については、平成18年の「三位一体改革」の中で、国の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられました。独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間での教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが必要です。

以上のことから、下記事項が実現されますよう強く要請いたします。

記

- 1 どの子にも行き届いた教育をするため、さらなる少人数学級推進と教育予算の増額をすること。
- 2 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなど拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和4年6月24日

伊 那 市 議 会